

令和6年度 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時 令和6年10月7日（月）10：00～12：00

場 所 本庁舎6階611会議室

出席者 審議会委員11名

大平 武司，岡林 俊司，澤村 徹，高石 昌諭，高橋 敦子，高林 藍子，
舛田 郁男，松下 睦，松本 誠司，山中 千枝子，山光 康雄（敬称略）

事務局

市民協働部部長 中城 純一

市民協働部副部長 藤原 わか

人権同和・男女共同参画課 課長 佐竹 真湖

副参事 葛目 京子

人権啓発担当係長 門屋 聡美

主査補 藤本 真央

主事 前田 景彪

人権・こども支援課 課長 岡本 政則

総務課 課長 刈谷 昇二

子ども家庭支援センター センター長 高橋 郁子

みどり課 課長 久岡 孝一郎

基幹型包括支援センター 基幹包括担当係長 田部 佳枝

主査補 坂口 友康

議 事 高知市人権施策推進基本計画掲載事業の実績報告

差別事象報告

その他

会長

高知市人権施策推進基本計画掲載事業の実績報告について、事務局からお願いします。

事務局

資料1 高知市人権施策推進基本計画の概要からご説明させていただきます。

この基本計画については、本年5月末に行いました、第1回高知市人権尊重のまちづくり審議会にてご説明させていただきましたが、再度ご説明をさせていただきたいと思っております。

本市では、様々な人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、高知市人権施策推進基本計画を策定しています。

まず、左側、人権施策の基本的な方向を3つ定めております。1 人権を尊重する市政運営（安全・安心なくらしの確保）、2 人権教育・啓発の推進（人権を学び、くらしに活か

す)、3 相談・支援体制の充実(一人ひとりの課題に寄り添う)です。

続いて、右側中段になりますが、計画で取組方針を定めた人権課題は13あります。

計画の性格としまして、本計画は、人権尊重のまちづくり条例第7条の規定に基づく計画であり、本市の人権に関する諸施策の基本的な方向性を示すものです。計画期間は令和3年度からの5年間で、原則として5年ごとに見直しを行うこととなっており、来年度が基本計画の見直しについて検討を進めていく年となっております。

裏面をご覧ください。基本計画の実効性を高めるため、この高知市人権尊重のまちづくり審議会で委員の皆様のご意見をいただき、国や県等の各行政機関との連携を図っていきながら、市民や事業者の皆様とともに人権啓発を推進してまいります。

令和6・7年度のスケジュールは、前回お伝えしたものと現時点で変更はありません。

続いて資料2をご覧ください。

計画の具体的取組として、114の各課の事業がありますが、今回、令和5年度実施状況のご報告にあたって、各事業を3つの人権施策の基本的な方向ごとに分類し、方向ごとの取組状況としてとりまとめを行いました。

方向ごとの事業者数は、1 人権を尊重する市政運営が13事業、2 人権教育・啓発の推進が41事業、3 相談支援体制の充実が60事業となっております。方向ごとの各事業における自課評価の割合をこちらにまとめております。1 人権を尊重する市政運営、評価A 38.5%、評価B 53.8%、評価C 0%、評価対象なし 7.7%。2 人権教育・啓発の推進、評価A 29.3%、評価B 70.7%、評価C 0%。3 相談支援体制の充実、評価A 16.7%、評価B 80.0%、評価C 0%、評価対象なし 3.3%となっております。

資料2の2ページ以降は、人権施策の基本的な方向ごとにピックアップした事業の実施状況及び成果を掲載しております。

また、資料3になりますが、こちらはすべての事業の実施状況及び成果につきまして、基本方向ごとに分類し、掲載しております。

以上で、高知市人権施策推進基本計画掲載事業の実績報告の説明を終わります。

会長

それでは、3つの基本的な方向ごとに区切って、事務局からの説明の後に、ご質問・ご意見をいただきたいと思っております。

では、1 人権を尊重する市政運営について説明をお願いします。

事務局

資料2の2ページをご覧ください。基本的な方向1 人権を尊重する市政運営について、各事業の実施状況及び成果を説明します。

事業No.2 職場研修では、各職場において所属長が講師となり、資料3ページの右側にありますように、高知市人権施策推進基本計画や、にじいろのまち職員ハンドブックを活用し

た研修の実施、令和5年度に人権同和・男女共同参課が実施しました人権に関する映画上映会や講演会への参加等、全職員を対象とした人権研修を実施し、受講者は、3,222名と昨年より約500名増えており、評価Aとなっております。

次に事業No.4 人権研修推進員研修では、資料3ページ左側にありますように、所属長を対象に、令和5年度は、人権・こども支援課長と人権同和・男女共同参画課長が講師となり、なぜ私たち公務員にとって人権研修が必要なのか、また、市役所入庁時に署名した宣誓書のスライド等を活用し、改めて人権に関する意識啓発の向上を図るために、人権研修推進員研修を実施いたしました。受講者は94名となっております。

事業No.5 市の外郭団体や指定管理者の人権研修への支援では、映画「破戒」上映会等の開催を行いました。参加者については資料3ページに記載のとおりです。

事業No.30 市民会館の運営では、相談事業や地域交流活動やデイサービス事業等、地域住民の交流の拠点として、SDGsの基本理念である、誰1人取り残さないための取組を進めております。資料4ページ左側に具体的な取組について掲載をしております。

事業No.99 市職員におけるハラスメント対策ですが、本庁舎の各階及び出先機関等にハラスメント苦情相談員を計15名配置しており、また、管理職を対象にハラスメント防止研修を実施し、受講者は284名となっております。事業No.99・No.2・No.4の3つの事業は、市民一人ひとりの人権が尊重され、自由で平等な生活を営むことができる社会の実現に向けて、私たち市役所の職員一人ひとりが率先して、人権啓発及び推進に取り組んでいかなければならないということを再認識させ、人権啓発担当課から所属長、所属長から職員全体へと人権意識について理解と認識を深めるよう、繋ぎ拡散していくものとなっております。

最後に、事業No.100 市職員における安心して働ける職場環境の整備では、メンタルヘルス相談やストレスチェックを実施しております。他にも、男性職員の育児休業取得を促すために、育児休業体験記の庁内掲示板での紹介や、令和6年3月には、「高知市特定事業主行動計画」にて、令和7年度末時点における男性職員の育児休業取得率の数値目標を引き上げ、令和6年4月からは、子の出生予定がある男性職員による育児休業等取得計画作成や所属長等による取得勧奨を行うとともに、子の出生に係る手続きや育児休業中の収入面等についてまとめた「高知市職員子育て応援ハンドブック男性職員編」を発出する等、男性職員の積極的な育児参加や育児休業をとりやすい環境づくりに取り組んでおります。

基本的な方向1 人権を尊重する市政運営についての報告は以上となります。

会長

それでは、欠席委員からのご意見・ご質問を事務局からお願いします。

事務局

欠席者の質問、意見及び回答をご覧ください。

事業No.100 安心して働ける職場環境の整備についてですが、①と②の質問については、

右側の回答のとおりです。③公益通報制度についてですが、これは労働者等が勤務先等の不正行為を決められた通報先に伝えることができる制度になりますが、高知市では高知市職員等の公益通報に関する要綱に基づき対応しています。なお、第4条では、公益通報の方法について、第6条第3項では、通報者が特定されないよう配慮すること、第8条では、通報したことを理由に、通報者が人事等について、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないと定められております。3枚目には、公益通報に関わるフローチャートも綴じております。以上になります。

会長

ご意見・ご質問ありますか。

委員

高知市公益通報に関する要綱のとおり行っているとのことですが、今、兵庫県で問題になっているのは、通報された情報が公益かどうかという判断を、県当局が誤ったためなんです。なので、高知市では、公益通報をしてきたものは、すべて総務部長が公益通報として受けとめているのか、それとも内容を見て公益通報に当たるか当たらないかを判断しているのか。仮に判断する場合は、どの部署で判断をするのか。高知市公益通報委員会は、公益通報として認定したものを調査すると認識していますので、公益通報に該当するかの判断は、市長部局の事務当局で行うものと思っています。教育委員会も一緒だと思いますけれども。

事務局

公益通報に係る相談窓口は、第3条で総務部人事課となっております。公益通報の方法については、第4条で氏名・所属・内容について、資料等を提出送信するものとなっておりますが、判断者については、人事課に確認し、後日議事録等と合わせてご回答いたします。

委員

自分が名乗って通報するというのはよっぽどのことで、そうではない場合でも「職場・会社・事業所でおかしいことがある」というときには、名乗らず通報するわけです。

つまり、兵庫県は粗捜しで、あれは局長のことだとなったため、局長が名乗っていれば、どうなったかは分からないですけれども。しかし、名乗らずに出された内容が、公益通報に当たると多くの弁護士は言っていたものの、兵庫県の弁護士は、公益通報に当たらないと判断したため、知事が公益通報として処理しなかった、という行き違いと申しますか、意見の相違があるわけで。所属・氏名を名乗らないと公益通報に当たらないのかということについては、すこし疑問があります。これは市の内部でも議論されていると思いますけれども。

事務局

3枚目のフローチャート左側の通報者の欄に、「匿名は受け付けないなどの規定がある」とあるので、すべて受け付けないものか、人事課に確認いたします。

会長

通報者にとってナイーブな問題もあると思います。この件について他にないでしょうか。

委員

フローチャートの通報のところに「通報窓口は総務部長」、その下に、「高知市公益通報委員会が受理または不受理を決定」とありますが、規定に基づいた通報であれば、総務部長が受け取り、そのまま公益通報委員会にかけられると。そこで受理するか不受理をするかを判断するということですか。

事務局

そうだと思います。

委員

ありがとうございました。

この件ではないですが、事業No.2・3・4で職員等の研修とありますが、No.2の場合は、部局等で全員が対象、受講者3,220名とありますので、全職員受講したことだと思います。その下に、こうち人づくり広域連合の階層別研修や所属長の受講者等の記載がありますが、No.2が全職員100%受講したとするならば、中心になって職場研修を進めていく所属長94名が、全体の何%か記載があるとわかりやすい感じがします。所属長の姿勢といたしますか、ハラスメントの問題とも共通していると思うんですけども。働きやすい職場をつくっていくにあたり、中心的な推進をする存在ですので、割合がわかればいいと感じました。

もう一つ。他の研修でもそうですが、ぜひこの方に人権研修やハラスメント防止研修を受けて欲しい、と思うような方がなかなか参加しない、というような実態が私自身の経験ではありましたが、高知市ではどうなのか、お答えできる範囲で結構ですので質問です。そういう対策をなにかされているか。例えば、毎年受講している方、あるいは、何年かに1回しか受講しない方、そのようなばらつきがどの程度あるのか等、調査といいますか統計をとっているのであれば、知ることができたらありがたいと思いました。以上です。

事務局

所属長につきましては100人以上おり、94名が何%になるのか、すぐお答えができませんが、100%に足りていない残念な状況にはあります。

その他の一般職の研修につきましては、こうち人づくり広域連合にて、例えば初任者で入

ったときの研修や10年目等、節目ごとに研修は受講するようになっております。その他には、例えば人権同和・男女共同参画課が開催している人権講演会、今年も開催し各課に参加の声かけはしておりますが、ピンポイントでの声かけには至っていないところです。ただ、所属長も職員に対して研修に参加してみないか、と声をかけることにはなっておりますので、人権同和・男女共同参画課が開催している人権講演会にも参加していただけるよう声かけをしていきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。次の議題にうつります。2 人権教育・啓発の推進につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2の5ページをご覧ください。基本的な方向2 人権教育・啓発の推進について、各事業の実施状況及び成果を説明します。

まず一つ目、事業No.12 学校における人権教育推進体制の支援では、新規採用の教職員等への研修や、各学校に配置されている人権教育主任への研修の企画運営、各学校での人権研修への支援が行われています。それぞれの参加人数や研修回数は記載のとおりです。

事業No.18 市民啓発活動では、児童館や児童クラブ関係団体や庁内へも人権に関する出前講座を行っています。資料7ページ左側にその様子を掲載しておりますが、自ら花を植えて育てていくことで、協力することや命の大切さを学ぶことを目的とした「人権の花運動」。これは関係機関とのネットワークのもと、人権擁護委員と連携をして行っているものになります。花を一緒に植えるだけでなく、人権に関する話や、高齢者施設への花の寄贈も行っており、なかには、小学生が人権をテーマにした漫才をしてくれたところもありました。

事業No.21 「高知市平和の日」記念事業では、令和5年7月4日に高知市平和記念式典を実施し、また、平和記念講演「戦争とは愚かなものですよ。広島被爆者のおもい」という演題で行ったほか、戦争終戦後の子どもたちがどのような生活を送っていたのか、新聞で説明する企画展等をオーテピアにて実施しております。入場者数は前年から約200名増加し、A評価となっております。しかしながら、語り部として活躍してくださっている戦争経験者の高齢化が進み、対面での講演会が難しくなることが今後の課題となっております。

事業No.34 DVの防止啓発では、市役所本庁舎1階北側通路でパネル展を実施しました。また、庁内のトイレ・授乳室等計44か所にDVに関する相談先を載せたカードを設置しています。ソールでのDV防止啓発講演会では、会場だけでなくサテライト会場での外部視聴やオンデマンド配信等、多くの方に聞いてもらえるように工夫しており、計470名が聞いてくださっています。そのうち、男性の参加は116名と、全体の約25%を占めました。

事業No.71 精神障がいについての理解啓発では、こころの体温計でメンタルヘルスのチェックができるようになっております。本人モードチェック、家族モードチェック、赤ちゃん・

ママモードチェック、ストレス対処タイプテスト、アルコールチェックモード、心のエンジンチェック、睡眠障害チェックの計7つのメンタルヘルスチェックを行うことができるようになっており、精神疾患の理解を深めるための啓発をしております。

事業No.94 性的指向・性自認啓発活動の推進では、こころんフェスタに参加し、イベント参加者の感想では、とてもよかった・まあよかったが計 98.1%でした。子どもたちにも性の多様性を理解し、支援するALLYについて認知してもらえよう、缶バッジ等の作成を行い、楽しく学ぶことができたと感想をいただきました。今年も12月8日（日曜日）に中央公園で開催され、人権同和・男女共同参画課も参加いたします。

事業No.109 「れんけいこうち防災人づくり塾」の開催では、全8回の講習を修了し、さらに防災士の資格取得種試験に合格後、認証登録を申請することで防災士の資格を得ることができます。高知市では、採用3年目研修で防災士の資格取得試験を全員受けることになっております。

基本的な方向2 人権教育・啓発の推進についての報告は以上です。

会長

それでは、欠席委員からのご意見・ご質問を事務局からお願いします。

事務局

欠席者の質問、意見及び回答をご覧ください。

事業No.25 企業への啓発活動の推進について、「国連で2011年にビジネスと人権に関する指導原則が策定され、日本政府も2022年に、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインを公表しています。対象は、国際的に活動する大企業だけでなく、それらと取引がある中小企業も含まれますが、最近の人権尊重の企業責任についても、啓発活動が必要になってきているように思いますが、今後取り上げる予定はあるでしょうか。」というご質問です。

回答としては、生産→製造・加工→購入販売→消費者→廃棄といったビジネスの一連の流れのなかに、自社が関わる取引や契約を大きく超えた部分にも責任が求められており、企業として大きな枠組の人権問題に取り組んでいかなければならないといったことについて、令和4年度に、「サステナビリティの本質とビジネスと人権」という演題で、中小企業を含む高知市入札参加資格業者を対象に講演を行いました。実績といたしましては、高知市YouTubeにおける視聴回数700回。会場の視聴もありましたが、新型コロナウイルスの影響もあり、4名となっております。今後も、企業向けに同様のテーマで取り上げていく方向で動いていきたいと思っております。

事業No.71 精神障がいについての理解啓発の回答については、ご一読ください。

会長

ありがとうございました。ご意見・ご質問ないでしょうか。

委員

事業No.40 男女共同参画社会づくりの推進の取組成果で、女性委員を含まない審議会が15あり、庁内に女性委員登用の働きかけを継続して行うとのことですが、この15の審議会が、女性の視点を必要としていないことはないと思いますけれども。各構成組織の代表が委員になっており、委員になるべき人がすべて男性であったとかですね、何か理由があるかと思しますので、どのような審議会に女性委員がいないかを教えていただきたい。

事務局

そのような理由から、女性委員の確保に至らないということがあります。どのような審議会に女性委員がいないのかということですが、例えば、技術系の分野や農業委員会に女性委員が一人もいないという審議会がございます。今年は直接、各課働きかけまして、女性委員の確保に努めていこうと考えております。

委員

事業No.34 DV防止啓発に関する取組に関しまして、DV防止啓発について、力をいれていただき、ありがたいと思っております。近年の悩みとしまして、動画だと情報が入るのだけれども、字を読まないという方が、年齢を問わず増えていると実感しているところです。トイレに置いているDV防止啓発カードを見ていたけれども、相談に繋がらなかった。字を見ない、テレビも字幕があるから見ないということで、情報の伝達が15秒ほどのT i k T o kで伝わる量しか伝えられない方がいます。ビジュアルや動いている絵にこだわりがあるように思いますので、お知恵をお借りして、字以外のどういった方法で啓発していくのか、一緒に考えていきたいと思いました。私どもがDV相談を受ける方は、約6割が高知市民の方、一時保護では約7割が高知市民の方ですが、高知市の取組で、啓発が届いていてもなお、情報が伝わりにくい方にどう伝えていくかという状況だと思っております。

委員

先ほどの審議会の件ですが、農業委員会は選挙ですよ。現在の社会問題として、女性が被選挙権を持っていない場合があるわけですよ。一定の農地を持っている人が被選挙権をもち、昔の言い方だと地主のなかで選挙するわけですから。これを解決するにはいろんな考えがあると思うんですが、高知市はどのように考えているかお聞かせください。

事務局

女性の参画については、男女共同参画推進委員会でも審議会委員に女性が少ないというご指摘をいただきました。資格がない等の委員になっていただく前段階で無理な部分があれば難しいかもしれませんが、そうではなく、ご推薦をいただいて委員になっていただけるところには働きかけに行きたいと。あまりにも伸び率が悪かったものですから、各課に直接話をして、女性委員の登用について協力をお願いしたいと考えております。

委員

次の会ではどのような会が女性委員が0で、委員になる資格がいるかということがわかると議論しやすいと思うのですが。歴然と社会の大きな問題として、農業委員会とか男性が多いと思うので、封建的な制度がまだ残っているということをアピールする必要があると思います。

事務局

先ほどのご意見を伺いまして、具体的にどのように働きかけるといいか、根本的なことを学ぶことができたと感じました。教授していただいたご意見をさげて、女性委員の登用にむけて、農業委員会にチャレンジしていこうと思います。ありがとうございました。

先ほど農業委員会と言いつつ切ってしまいましたが、正しくは高知市農業委員会委員候補者選考委員会でした。学識を有する者とか農業団体の関係者、委員の経験があるものとか、関係行政機関の職員という要件があります。充て職や組合長等に委員をお願いしているため、男性委員が多いという結果になっています。

女性委員が0の審議会をお伝えします。「れんけいこうち広域都市圏ビジョン推進懇談会」・「高知市総合評価落札方式審査委員会」・「高知市地域公共交通あり方検討会（令和6年3月で終了）」・「高知市スポーツ賞表彰委員会」・「高知市老人ホーム入所判定委員会」・「高知市小児慢性特定疾患疾病審査会」・「高知市再生可能エネルギー促進による農山漁村活性化協議会」・「高知市放置自転車廃物判定委員会」・「高知市産業廃棄物処理施設設置審議会」・「高知市清掃工場運営協議会」・「高知市街路市運営協議会」・「高知市農業委員会委員候補者選考委員会」・「高知市中央卸売市場運営委員会」・「高知市公設水産地方卸売市場運営委員会」・「高知広域都市計画事業中須賀土地区画整備事業評価委員会」。以上の15会です。

会長

何かないでしょうか。

委員

構成員が男女比で女性委員が0とお話をしていただいたけれども、どこ見たらわかりますか。それともう一つ。女性委員が0と言われるけれども、構成比の偏りがあるということ

ろを見てみないと。なぜ男女共同参画に外れているのか、社会通念や公平性が残っているのかがわかることを教えてもらいたい。そうでないと、いつまでも男女比は変わらないのではないか。単に男女半々で、よろしいというわけではなく、男性・女性の性による知識とか技術とかの差があることはわかるが、構成比を公表していただかないとなんともいえない。

事務局

女性委員を含まない審議会や男女日については、毎年発行している「男女共同参画行政」に記載があります。まだ最新データは届いてないかもしれませんが、HPで確認していただけます。資料につきましては、また配布させていただきます。

会長

次にうつります。3 相談・支援体制の充実について事務局からお願いします。

事務局

資料2の9ページをご覧ください。基本的な方向3 相談・支援体制の充実について、各事業の実施状況及び成果を説明いたします。

事業No.51 教育支援センター事業になります。児童・保護者・家庭と関わりを持ち、学校とも連携しながら学習面はもとより様々な体験活動を行っています。また、子どものやりたい気持ちを育むことを目的に、「みらいノート」を作成し、不登校状態にある児童たちの自主性を引き出し、寄り添いながら自立や居場所づくりに繋がる支援を行っております。

事業No.53 児童虐待予防推進事業では、要保護児童対策地域協議会において、定期的な実務者会議や新規ケース連絡会等の開催を行っているほか、個別の対応を協議するために、個別ケース会議を適宜行っております。令和5年度の個別ケース会議の開催は260回となっております。また、年々増加する複雑・困難なケース等に対応するため、研修等でスキルの向上や連携強化を図っています。資料11ページ右側に児童虐待予防講演会の様子を掲載しております。これは、児童虐待に対する理解と認識を深め、児童虐待の予防・早期発見・支援に繋げることを目的とした講演会となっております。

事業No.57 高齢者虐待相談事業について、高齢者虐待相談件数は令和4年度122件、うち虐待認定75件。令和5年度158件、うち虐待認定77件と年々増加傾向にあります。高齢者虐待予防ネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を図っています。

事業No.67 都市公園整備事業では、令和5年度は藤波公園再整備に伴うトイレのユニバーサルデザイン化ということで、資料12ページ左側に掲載をしております。

事業No.72 多様な雇用と就労の促進では、障がいのある市職員の雇用率が令和4年度は2.16%、令和5年度は2.43%と0.27ポイント上昇しております。また、人事課に設置しているワークステーションは、障がいのあるスタッフを中心に、各所属からの依頼を受け、書類のデータ化や封入作業等を行っています。

事業No.97 社会的理解や性の多様性を尊重する取組の推進では、パートナーシップ登録件数が令和6年3月31日時点で累計18件となりました。令和4年度は5件、令和5年度は6件の登録があり、A評価としております。今年度はもう少し増加する見込みです。資料12ページ右側をご覧ください。登録者には、A4サイズの登録証を1枚とカード型の登録証を、一人ずつお渡ししています。また、カード型については3種類あり、それぞれ自由に選択ができるようになっております。

事業No.107 学校ネットパトロールの実施では、高知県教育委員会が実施している学校ネットパトロールの情報を共有し、学校と連携を図ることでインターネット上のトラブル等の未然防止と早期対応に努めています。

基本的な方向3 相談・支援体制の充実についての報告は以上となります。

会長

ありがとうございました。欠席委員からのご意見・ご質問を事務局からお願いします。

事務局

欠席者の質問、意見及び回答をご覧ください。

事業No.97 社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取組の推進について、説明いたします。「事業概要にある性別記載欄の見直しについては、実施状況で触れられていないが、すでに見直しは済んでいるということでしょうか。また、パートナーシップの登録数が増えたことは望ましいですが、事業の実施や成果を評価するという視点では、何らかの取組が、この結果に繋がったということに記載したらよいのではないのでしょうか。」との質問です。回答としましては、性別記載欄の見直しについては、令和2年度に、すぐに削除可能なものについては見直しを実施し、令和3年度には、条例・規則・要綱の改正を要するものや事業システム改修が必要なもの等について実施しています。実施状況としては、性別記載欄のある書類490件のうち、削除可能である167件がすべて削除済みになっており、これにより見直しに係る検討は一旦終了としています。今後は、法的に義務づけられたもの等を除いて、性別欄を廃止していくことを全庁的に周知していくとともに、必要性についても検討してもらおう働きかけていきます。

パートナーシップの登録数については、性の多様性に関する出前講座や、書店でのしおりを用いたPR等の企画やInstagram等への情報発信を行ったことで、増加に繋がっております。事業No.107 学校ネットパトロールの実施につきましては、人権・こども子供支援課から回答させていただきます。

人権・こども支援課

学校ネットパトロールは、平成26年から高知県教育委員会が民間業者に委託しており、SNS上の不適切な書き込みの調査や犯罪に巻き込まれないよう実施している県の事業を

活用しているものです。具体的には、InstagramやTikTok、爆サイ等で、学校名や名前、ニックネームがでているかチェックしています。〇〇中学校掲示板というものに「△△部の人が彼女」というような固有名詞もでできますので、SNS上で個人が特定できるような情報があれば、人権・こども支援課や補導センターに通常は月1回メールで報告があります。リスクのポイントが高いもの、いじめに関するものと推察されるものや固有名詞が載っている等、ニックネームだけだとわからなくとも、載っている写真に制服が映っている等で、学校や個人が特定できるものについては、当該学校と連携し、児童・生徒の個人のみならず、事実確認、保護者とも連携を行い、個人が特定されることによって犯罪に巻き込まれることがあると指導しています。年間に多くあるわけではありませんが、このような支援や協力依頼をした事例があります。

今回、ここに記載している数値は、一年間を通してリスクポイントの低いものから高いものの全部の数が、小学校7件、中学校128件、高等学校14件となっております。ですから、質問への答えとして、報告件数が多いことが成果かという点、そういうものではありません。ちなみに、令和4年度は、小学校9件、中学校106件、高等学校7件の合計122件になっておりまして、傾向を見てみますと、圧倒的に中学生のSNSへの書き込みが多くなっています。中学校からの学習では遅く、小学校からの取組が必要であり、学校として対応が必要になります。これらを予防する取組として、資料3の事業No.105 インターネット教育・啓発の推進とありまして、人権・こども支援課としては、個人が特定される情報に対して、学校と連携して指導や対応について協力していくこととなっております。子どももフィルターもかかっていないスマートフォンを持っていたりしますので、事前の予防策として、補導センターが99の学校や団体等から依頼を受け、年間219回の授業を行い、1万3,684人にSNSの危険性や個人情報などを簡単に投稿してはいけない等、出前授業・研修を行っています。

報告件数ですが、コロナ禍は半分ほど減少していましたが、令和6年度は4月から8月までで、小学校2件、中学校50件、高等学校10件とネットパトロールから報告がきています。リスクポイントが低いものから高いものまで様々あるんですけども、子どもたちもTikTokやInstagramも使っておりますので、安易に個人情報や写真を載せないよう教育している事業として理解していただければと思います。

会長

ありがとうございました。ご意見・ご質問ないでしょうか。

委員

具体的なトラブル防止策として、該当する学校が削除依頼をネット事業者にかけるだけでなく、その学校に連絡し、投稿した人を探して教育するというようなこともされているのかどうかお伺いしたいです。

人権・こども支援課

子どもたちも安易に撮影や投稿をしています。写真からだけでなく、やりとりのなかで学校名等がでて、学校名と子どもたちの繋がりがでてくるという事案がありました。学校に問い合わせていくと、教員は投稿をみると個人が特定できますので。子どもたちは安易にあげているので悪いことではないから、ダメと教えるのではなくて、そういう書き込みや写真が別のかたちで使われる危険性を教えています。一度インターネットに拡散した写真は、回収不可能で、あなたの今後のことも心配しているし、事件に巻き込まれないためにということで、本人はもちろん、保護者の方にも学校から話をさせていただいた上で、削除するという手続きをとっています。ただ、削除が遅くなるほど、写真もコピーでき拡散してしまいますから、そうならないように事前の教育をしているところです。

委員

藤波公園のトイレの件、実際に行っていないので分からないのですが、今バリアフリーとかユニバーサルデザインが世の中で進み大変よくなっているんですが、多目的トイレということでいろんな機能を入れ過ぎて、実際、車椅子が入れなかったり、介護用のベッドをだすと車椅子が入れない。メーカーの既製品を置いただけでは実際は使えないということがあります。トイレのなかで車椅子が回転できるスペースを確保するとか、今後、このようなことがあれば設計の段階で当事者団体と相談しながらやってもらいたいと思います。

それから、障がい者雇用の件ですが、実はこれ法定雇用率に達成していない違法な状態が続いています。例えば、民間企業だと障がい者雇用が3人足りなかったら、毎月15万円を国にペナルティとして払うんですけど、地方公共団体は払わなくていいということはおかしいと思うんです。民間団体や企業だとペナルティがかかってくる状態に高知市はあるということなので、できるだけ早く法定雇用率を達成してほしいと思います。以上です。

みどり課

現在、中心市街地を中心として公園の再整備を行っております。丸ノ内緑地に始まり、藤波公園、横堀公園を最終公園として整備を行っております。トイレのコンセプトにつきましては、周辺の商店街や住民の方、今整備している横堀公園ですと、はりまや橋小学校の児童のご意見も取り入れながら整備しております。ただ、現時点ですべての公園において、障がい者の方々と、どのようなトイレにしていくかというワークショップの試みはしたことはありません。色々な障害もあり、すべてに対応するというのは難しいところですので、取組が行われてないことは申し訳ないです。今後、ご指摘のあった車椅子の転回等、加味しながら整備して参りたいと考えております。

事務局

障害のある市職員の任用が法定雇用率に達していない件は、人事課に確認いたします。

委員

老人クラブで高齢者のお相手をさせてもらっていますが、今後、独居老人もますます増え、単身世帯も約 40%になるという予測もあるなかで、デジタル社会に取り残されそう、取り残されつつある高齢者について、デジタルデバインド、いわゆる使える人と使えない人の差によって経済的な部分等に不利益が生じていると。例えば、今、郵便料があがったため、連絡がLINEでとなっても、分からない・使えないということがあります。それに、社会から現金がなくなるようキャッシュレスに動いている。これを放置していくと、高齢者も大変になる片や、それを教えてくれる人も減ってくる、となると生活ができなくなるわけです。人権という観点でとらえ、そういうことを庁内で議論すべきと思いますが。

事務局

デジタル化が進むなかで、高齢者が取り残されてしまうという現状がございます。デジタル化に乗ることで利便性も高まりますし、利益の面でも協力できるというところで、乗り遅れない対策は当然必要と考えておりますけれども、そこが進んでないというのが、現状です。

事例として、日高村が民間企業と一緒に、ご高齢の方にスマートフォンの使い方を教えるということを行っていることと承知しております。高知市としましては、例えば町内会や自治会のなかで、ご高齢の方にスマートフォンやLINEの使い方を若い方が教えるというようなことは少しありますが、なかなか全市的な広がりは見えていませんので、今後の課題としまして、高知市としても何らかの取組を進めていかなければならないと考えております。

委員

そういう面で乗り遅れないよう、高知市として総合窓口をつくるといった動きがないと。この相談はここにいく、ということがわかるところが欲しいと思います。

会長

支援活動について、高齢者・障がいのある人・子どもたち等への施策や支援活動が行き届いてきているけれども、本当に届きたいところに届けられてない。どうしてかという、デジタル化が進んで、学校からの情報が地域に入ってこなくなり、お手紙とか人づての話が聞けない、「すぐーる」で発信しているので情報が入らない。高齢率も随分進んでいるので、孤立・孤独な高齢者が増えてきて、子ども食堂もすごい勢いで発展してきたけども、本当にそこに行く必要のある人が行けない状態で、伝えたいことが伝わってない。せっかくのいい施策・支援があるのに、本当に必要なところに届かないという現状が高知市だけではなく、あるのではないと思っています。そこをどう伝えていくのか、どういうふうなところで活用していくのかを、これから自分たちも一緒に考える必要がある内容と思っています。

ネットパトロールについてですが、グループLINE等、わからないところで子どもはじめています。ネットパトロールが大事で、県と一緒にやりましょうと言ったのは私なんで

すけど。ネットパトロールで限界のあるグループLINEでのいじめや情報の届かない高齢者にどのように発信していくかが、これから大きな支援活動の課題になると思います。

では、全体について質問と意見の報告をお願いします。

事務局

欠席者の質問、意見及び回答ご覧ください。

「評価基準の根拠について、資料2の実施状況概要、資料3の実施状況報告から、多様な人権施策を計画に従って実施していることがわかりました。一方、自課評価では、全事業がAまたはBの基準に評価されていますが、なぜそれがAまたはBなのか、市民にわかるように根拠が示されているとよいと思いました。例えばAの評価基準は、新しい取組や数値的伸び、施策の前進や変化、と書かれていますが、数値が前年度に比べどの程度伸びたため、或いは、どの新しい取組が始められたためにAとした、という理由を示していただけたらよいかと思います。」というご質問がありました。これに対しまして回答ですけれども、資料3高知市人権施策推進基本計画令和5年度実施状況報告の様式のなかに自課評価の理由欄を設けることを検討していきたいと思っております。

次に実施状況と成果について、「本市に限らず、また人権分野の行政計画のみの問題ではありませんが、事業の評価がアウトプット指標（例えば実施回数、研修の受講者数）だけでなく、アウトカム指標（事業の目的をどの程度達成したか、例えば研修を受けて人権課題をよく理解できたと、アンケートで回答した人の割合等）を増していくことが望ましいと思います。今後はぜひアウトカム指標を事業の評価に多く取り入れるよう、関係各課と連携協働のもと取り組んでいただきたいと思います。（資料3のNo.28 同和問題の事業は、人権理解が深まった回答の割合のアウトカム指標がすでに活用されていてよいと思いました。）」というご意見に対しまして回答ですけれども、事業No.28と同様の報告ができる事業がないか今後検討して参りたいと思います。

続きまして、資料2について「基本的な方向の3分野の中で、3 相談・支援体制の充実が最もA評価の割合が少ない。これは、3の分野の事業数が他の分野に比べ多いためか、他にも理由があるのでしょうか。」というご質問の回答としまして、令和4年度に新たな取組を開始し、A評価となっていた事業において、令和5年度はそのまま事業の継続をしていることから、B評価となっております。またアウトプット指標で、比較をすると、令和5年度に微増や微減となっている事業が多く、A評価まで届いていない形となっております。

全体についての意見は以上となります。

委員

公益通報者保護制度は2004年に法律ができており、当時、連合高知の事務局長していました。国の担当機関が、各県に公益通報者保護制度の説明に行くので、連合高知も日程調整をしてほしいと話がきたんです。経営者団体や労働組合等、組織・団体にとって、コンプラ

イアンスというものは大変大事なもので、企業の存続に係る問題から連合も関心を持ってくださいと話があり、いい制度だなと当時思いました。その時に、身分・立場が明らかにならない情報も当然ありますよと、身分暴きとか誰が提供したかということ暴露ではなくて、内容をきちんと受け取る側は審査しないとならない、と同時にその通報者がわかったとしても、その人を不利益にしてはいけない、この2点を国が強調したわけです。

高知市も第4条は「原則として」となっているから、立場を明らかにしなくても、条例上は構わないということになる。問題は、3枚目のフローチャートにある「通報したものを匿名は受け付けないなどの規定があり」だと思います。つまり、匿名で高知市に公益通報が職員からきたときに、匿名だから受け付けないということをするれば問題になりますから、このフローチャートについて調べてもらいたい。法はそのような趣旨ではなかったはずですよ。

委員

先ほどから気になったところとして、デジタル化がすごく進んでいて、世の中がすごく便利になってきているというのは確かにそうなんですけど、言われるように取り残される方が出てくる。便利になっているんだけど、本当にこのままでいいのだろうかというところはすごく感じました。便利になればなるほど大多数の人は、使いこなして利便性を得ると。一方で、それを得られない方、少数派の方もいるというところを視点に置きながら、行政だけではなくて我々も一人一人が、そういう視点を持って考えなければいけないのかなと思いました。また、スマートフォンの利便性によって、直接ではなくとも子どもたちがスマートフォンとかインターネットにおける影響とか、ハラスメント・メンタルヘルスも通じるかと思えます。対面での対話力が落ちていることも気になっていて、利便性のなかで何か失われているものがあるのではないかと、ということを考えながら一つ一つの私自身も事業を行う上で考えていかなければならないと思いました。

事務局

今後の予定について、資料1 人権施策推進基本計画概要裏面をご覧ください。令和7年度は、人権尊重のまちづくり審議会につきまして、第1回目を5月頃に開催予定としております。審議会の時期が近づきましたら、日程調整をさせていただきます。

会長

以上ですべての議題が終了しました。最初、意見がでなくてどうしようと思っていたんですが、ご意見・考えさせられる内容がでてよかったです。市役所だけじゃなく、色々な企業とか冊子とかを見ていると、ここから先はホームページ見てくださいとかSNSに入り込んでくださいという書き込みがあり、なかなかそこに入れられない人も多く、知っていないと困ることがなかなか浸透していかない。デジタル化が悪いわけじゃないですが、そのところをまた一緒になって考えていってほしいと思います。

以上で、議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。